

## 適用除外製品等の禁止に係る基本的考え方（案）

### 1 前提

「アスベスト問題への当面の対応」（平成17年7月29日 アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）における「アスベスト含有製品について、遅くとも平成20年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しも含め、さらに早期の代替化を検討する。」との方針を踏まえ、石綿等の製造等については、労働安全衛生法施行令を改正し、平成18年9月1日から全面禁止したところである。しかしながら、当該方針の趣旨にかんがみ、全面禁止の措置が当分の間、猶予されている適用除外製品等についても、できるだけ早期に製造等を禁止することが強く求められる。

### 2 適用除外製品等の禁止に係る方針

- (1) 適用除外製品等の製造等を原則として平成20年中に禁止することとする。
- (2) ただし、本検討会における検討の結果、国民の安全の確保上なお適用除外製品等の使用が必要であり、かつ、代替化等が困難であると判断されるものがあつた場合には、当該適用除外製品等、その用途・使用条件及び代替可能となる期日について明らかにした上で、引き続き製造等の禁止の措置を猶予することとする。

### 3 適用除外製品等の代替化に係る判断基準

- (1) 次のような場合は、代替可能と判断すること。
  - ア 代替製品の交換周期の短縮等により安全性を確保できるもの。
  - イ 施設・設備・機器等の設計、施工方法の変更等により、適用除外製品等を使用せず、安全性を確保できるもの。なお、すべての代替製品について、IARC（国際がん研究機関（WHOの付属機関））等信頼できる機関における安全性に関する評価で発がん性があるとされている物質を含む場合には、代替困難と判断すること。
- (2) 代替製品の使用により、化学工業等の用に供する施設の設備の接合部分からの有害物等の漏洩や爆発のおそれがある等、国民の安全の確保上、重大な障害が生じるおそれが高い場合には、代替困難と判断すること。

### 4 適用除外製品等の禁止に向けたスケジュール

平成20年2月を目途に検討会報告書を取りまとめ、その後、アクションプログラム、WTO通報、パブリックコメント等の手続き、労働政策審議会（安全衛生分科会）での審議等を経て、労働安全衛生法施行令等の改正手続きを行うこととする。